

令和7年度実施分

鹿沼市ふるさと納税型クラウドファンディング活用
公益活動支援事業補助金

募集要項

募集期間:令和7年4月7日(月)~4月18日(金)17時

※R6 年度募集時より、募集期間が短くなっておりますので、ご注意ください。

鹿沼市 市民部 協働のまちづくり課

《問い合わせ》

〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1

TEL:0289-63-2241

FAX:0289-60-1001

MAIL:kyoudou@city.kanuma.lg.jp

【注】この募集要項は、必要に応じて改定される場合がありますので、
最新のものを市ホームページでご確認ください。



【注意】

- 本補助金は通常の補助金と異なり、ふるさと納税の一種であるふるさと納税型クラウドファンディングによって調達された資金が原資となります。補助事業に認定されたとしても、申請金額の全額が補助されるとは限りません。その場合、当初の予定よりも多くの自己資金を投入して事業を行っていただく可能性もあります。
- 本補助金は、ふるさと納税型クラウドファンディングで資金調達を行った後、寄附額及び補助額が確定しますが、事業の実施期間は、寄附募集終了後の補助金交付決定日(10月予定)、または、事業認定日(6月予定)以降に団体が事前着手届により届け出た事前着手日から開始となります。《下線部分は、令和7年度からの変更点です。》
- 事前着手届により事前に事業に着手する場合、寄附の募集及び補助金の交付決定前に着手するため、結果的に寄附が集まらなかった場合や補助金の交付決定がなされなかった場合、事前着手日以降にかかった経費については自己の負担となりますので、ご注意ください。
(P2 の「5 寄附金額が目標金額に達しない場合の取扱い」もご参照ください。)

～本補助金の活用をお考えの団体は、上記の注意点を御理解のうえ申請してください。～

《目次》

- 1 補助の目的
- 2 対象となる事業者
- 3 対象となる事業
- 4 対象経費・補助額
- 5 寄附金額が目標金額に達しない場合の取扱い
- 6 スケジュール
- 7 申請の手続き
- 8 審査方法
- 9 事前着手届の提出
- 10 寄附募集の実施
- 11 補助金の交付
- 12 補助金の返還
- 13 寄附金の返還
- 14 その他

1 補助の目的

市では、第8次鹿沼市総合計画において「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」を目指すまちの姿とし、多様な主体による協働・共創のまちづくりを推進しています。

「鹿沼市ふるさと納税型クラウドファンディング活用公益活動支援事業補助金」は、公益に資する活動を行う団体を支援することで協働・共創のまちづくりが進むことを目的に、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用し、本市が寄附の受け入れ先となり、公益活動団体(以下「団体」という。)の行う公益的な活動の経費の一部を補助します。

2 対象となる事業者

次のいずれかに該当する団体とします。

- (1)所得税法施行令に掲げる特定公益増進法人
- (2)特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人
- (3)法人税法に規定する非営利型法人

かつ、以下の条件をすべて満たす団体とします。

- ア 事業を直接実施する団体
- イ 市内に住所を有する団体
- ウ 市税を滞納していない団体
- エ 申請する事業について、国、市、その他地方公共団体から補助金等の交付を受けていないこと
- オ 市内でおおむね1年以上の継続的な活動が行われている団体
- カ 寄附による補助額が目標額に達しない場合でも事業を実施できる団体
- キ 法令違反及び公序良俗に反する活動をしていない団体
- ク 鹿沼市暴力団排除条例に規定する暴力団でない団体、及び暴力団員や暴力団員等が役員でない団体、並びに暴力団と密接な関係がない団体
- ケ その他鹿沼市ふるさと納税型クラウドファンディング活用公益活動支援事業補助金交付要領に規定された団体

3 対象となる事業

次のいずれにも該当する事業とします。

- (1)ふるさと納税型クラウドファンディングによる寄附金の目標額が100万円以上の事業
- (2)第8次鹿沼市総合計画に掲げる施策に沿い、行政課題の解決に効果が見込まれ、かつ公益性の高い事業
- (3)主として本市内において実施され、補助を受けようとする団体の定款に位置付けられている事業
- (4)特定公益増進法人の定款に公益目的事業及びそれ以外の事業が混在している場合は、公益目的事業に位置付けられている事業
- (5)特定非営利活動法人の定款に特定非営利活動事業とそれ以外の事業が混在している場合は、特定非営利活動事業に位置付けられている事業

- (6)非営利型法人において収益事業がある場合は、収益事業でない事業
 (7)その他鹿沼市ふるさと納税型クラウドファンディング活用公益活動支援事業補助金交付要領に規定された事業

※過年度に認定された事業と同一事業での申請も可能ですが、新規事業と同様に、申請の続き及び審査を経て、事業の認定の可否について決定します。

4 対象経費・補助額

(1)対象経費は次のとおりとします。《下線部分は、令和7年度からの変更点です。》

- ア 補助事業の実施に必要な経費(寄附募集の周知にかかる経費を含む)
- イ 主として市内において実施する事業に必要な経費
- ウ 交付決定日(ただし、事前着手届により届け出をした場合は、事前着手日)以降の支出であり、かつ、申請のあった日の属する事業年度内に、団体からの支出が完了する経費
- エ その他市長が必要と認める経費

なお、次のいずれかに該当するものは対象外経費とします。

- ア 家賃や光熱水等の団体管理運営に関する経費
- イ 団体の構成員に支払われる経費
- ウ 不動産の購入・施設の改修にかかる経費(事業実施に必要な備品の購入は対象経費を含む)
- エ そのほか、市長が対象経費として不適当であると認める経費

(2)補助額の上限は、寄附金額の総額から寄附受入に関する事務経費相当額(寄附金額の総額の12 パーセント)を差し引いた金額とします。

5 寄附金額が目標金額に達しない場合の取扱い

寄附金額が目標金額に達しない場合であっても、次のいずれかの方法で事業を実施しなければなりません。

- (1)目標金額に対する不足分を自己資金等により補填し、実施する方法
- (2)集まった寄附金額に応じて、実施する事業の内容の規模等を変更し、実施する方法
 ※この場合、変更後の事業規模は20万円を下限とし、補助金額が20万円未満の場合でも、自己資金等により補填し、実施しなければなりません

6 スケジュール

スケジュールは以下のとおりです。

時 期	内 容
募集周知～4月上旬 令和7年4月8日(月) 4月18日(火)17時	・事業の計画、申請書類作成※ ・交付対象認定申請の受付開始 ・申請期限(受付終了)

令和7年 5 月24日(土)	・審査会(予定)
令和7年 6 月上旬	・審査結果通知 ※事業が認定された場合、必要に応じて、随時、 事前着手届を提出の上、事業着手も可
令和7年 6 月下旬	・サイト公開データの提出
令和7年 7 月中旬～9月中旬	・寄附の募集
令和7年 9 月下旬	・補助額の決定、補助金交付申請
令和7年 10 月	・補助金交付決定
～令和8年 3 月	※必要に応じ補助金の概算払い ・実績報告の提出

※事業の計画や申請書類の作成については、「かぬま市民活動広場ふらっと」で相談を受け付けています。相談の際は、事前予約が必要です。【P7参照】

7 申請手続き

募集期間:令和7年4月7日(月)～令和7年 4 月18日(金)17 時

交付対象の認定を受けるためには、次の書類を協働のまちづくり課窓口に提出してください。やむを得ず郵送する場合は事前に協働のまちづくり課まで電話連絡することとし、受付期間内必着とします。

- (1)交付対象認定申請書(様式第1号)
- (2)団体概要書(様式第2号)
- (3)事業計画書(様式第3号)
- (4)事業収支予算書(様式第4号)
- (5)前年度事業報告書・決算書
- (6)定款
- (7)活動の状況が分かる書類
- (8)団体の活動について参考となる書類
- (9)過年度に認定された事業と同一事業で申請する場合、過年度の補助金等実績報告書一式及び成果物や実施した内容が分かる資料

8 審査方法

提出のあった申請書類を確認し、外部有識者による審査を経て決定します。なお、審査では申請団体によるプレゼン及び質疑応答を予定しています。

≪審査会≫令和7年5月24日(土)開催予定

＜審査基準＞

項 目		視 点	配点
組織 (体制・実績)	・公益性	①団体の目的や活動内容は公益の増進に寄与するものであると認められるか	10
	・体制	②事業の実施が十分に可能な組織体制であるか	5
	・実績	③これまでの活動実績は、補助事業の適切な実施が可能であると判断できるものか	10
事業内容 (計画性、効果)	・公益性	④地域課題は具体的なニーズに基づくものか	10
		⑤事業目的は行政課題と整合がとれているか	10
		⑥幅広い市民に貢献するよう計画されているか	10
	・計画性 ・実現性	⑦計画性の高い計画であるか	5
		⑧予算計画及び事業計画は適切か	5
		⑨実施体制は適切か	5
	・成果 ・効果	⑩事業実施により見込まれる効果の設定は適切か	10
		⑪寄付金額が目標に届かない場合も一定の効果が見込まれるか	10
		⑫費用対効果は妥当性があるか	5
		⑬今後の発展性が見込める計画となっているか	5

※審査会においては、審査委員ごとの点数を平均することにより事業ごとの点数を算出し、当該点数が原則60点以上の事業については、交付対象事業として適しているものと判断します。ただし、60点に若干満たない事業であっても、委員の総意により条件を附すことで交付対象事業として適しているものと判断できるものとします。なお、審査会での審査内容は非公開です。また、審査委員が申請団体の構成員や関係者の場合は、当該審査に関与しないこととする「除斥」制度を設けています。

【注意点】

過年度に認定された事業と同一事業での申請の場合、審査会では過年度の事業について、計画していた取組の達成状況及びその効果、過年度の取組から見直した点や拡充した点、事業を継続して実施することの意義等についても併せてご説明ください。

9 事前着手届の提出

審査で事業が認定された団体が、寄附の募集や補助金の交付決定前に事業に着手をする場合は、あらかじめ事前着手届(様式第7号)により事前着手日を市に届け出る必要があります。(寄附募集の周知にかかる経費を支出する場合も、事前着手届の提出が必要です。)

事前着手届により事前に事業に着手する場合、寄附の募集及び補助金の交付決定前に着手するため、結果的に寄附が集まらなかった場合や補助金の交付決定がなされなかった場合、事前着手日以降にかかった経費については自己の負担となることを理解した上で、着手してください。

10 寄附募集の実施

審査で認定された団体は、ふるさと納税型クラウドファンディングで寄附を募集するため、ポータルサイトに掲載する原稿を作成し、協働のまちづくり課まで提出してください。その際、市へ提供する画像や情報、デザイン等については、著作権や肖像権、その他第三者の権利を侵害しないこと、法令等に違反しないこと等を確認の上、ご提出ください。

市とポータルサイトの運営事業者との協議を経て、ポータルサイトに掲載し、寄附の募集を開始します。

掲載開始から9月中旬までを募集期間として予定しています。募集期間の途中であっても、目標金額を達成した時点で募集を終了し寄附金額を確定します。

11 補助金の交付

(1) 交付申請

寄附金額が確定したのち、次の書類を協働のまちづくり課まで提出してください。

- ア 補助金等交付申請書(様式第8号)
- イ 補助事業等実施計画書(様式第9号)
- ウ 補助事業等収支内訳書(様式第10号)
- エ その他、市長が必要と認める書類

(2) 交付

申請書類の内容を審査した結果、交付決定となった場合、補助金を交付します。補助金の概算払いを希望する場合、補助金等交付概算払請求書(様式第16号)を提出することで概算払いを受けることができます。

12 補助金の返還

認定を受けた団体が、次のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金を返還いただきます。なお、返還金はかぬま・あわの振興基金に積み立て、市の事業に活用いたします。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 対象団体や対象事業の要件を満たさなくなったとき
- (4) 補助金等の交付を受けた補助事業等について、他の給付を受けていたことが判明したとき

13 寄附金の返還

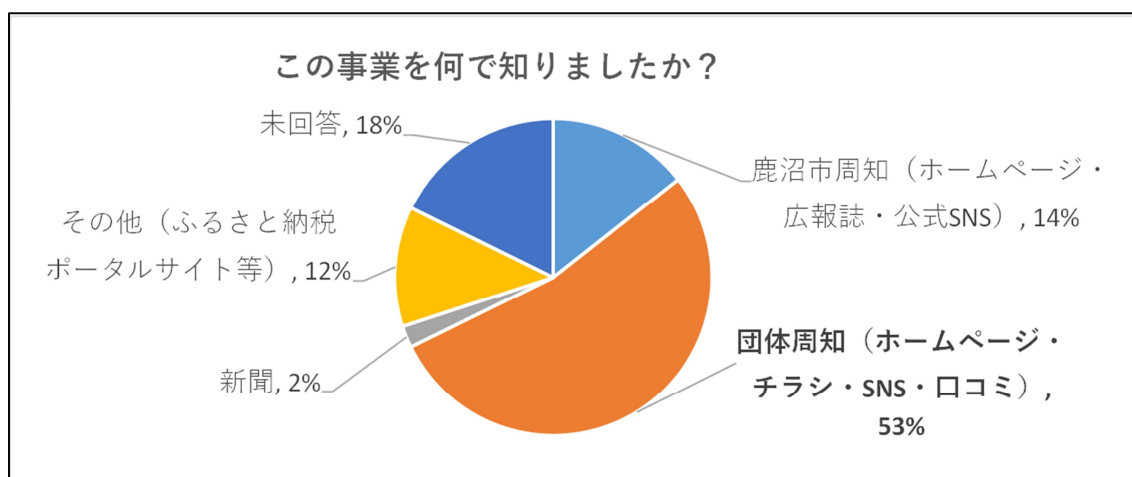
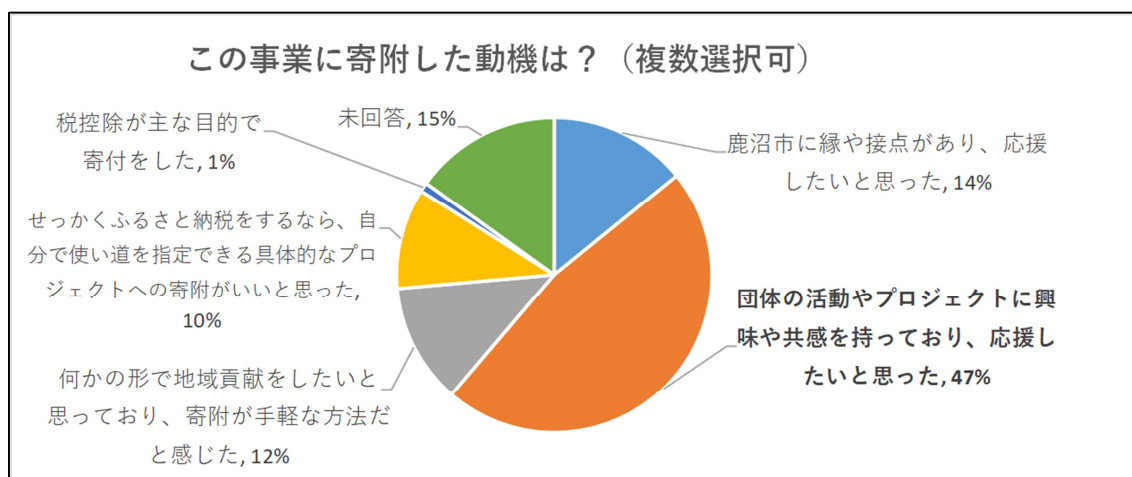
認定を受けた団体の事業に不正があることや適切に遂行されていないことが判明した場合、ふるさと納税型クラウドファンディングのポータルサイトの運営事業者の規約により、サイトを通して集められた寄附金(手数料分を含めた全額)を寄附者に対して返金していただく場合があります。

14 その他

(1)事業内容の情報発信

補助事業に認定されたとしても、申請金額の全額が補助されるとは限りません。より多くの寄附金を募るため、寄附者の共感を得られるような魅力的な事業となるよう事業内容をご検討いただき、認定を受けた団体は、その事業の実施内容について、対外的な情報発信を積極的に行ってください。(令和7年度より、事前着手届を提出していただければ、寄附募集周知にかかる経費(チラシ印刷代等)も対象経費となります。その際は、事業収支予算書(様式第4号)への記載もお願いします。)

【参考】令和6年度寄附者アンケート結果より



(2)その他

- ・本要項に定めるもののほか、必要な事項は鹿沼市ふるさと納税型クラウドファンディング活用公益活動支援事業補助金交付要領が別にこれを定めます。
- ・下記『かぬま市民活動広場ふらっと』にご相談いただければ、事業の計画や申請書類の作成等についてアドバイスをいたしますので、ぜひご利用ください。

かぬま市民活動広場ふらっと

〒322-0054 鹿沼市下横町1302 まちなか交流プラザ1階

TEL:0289-60-2212 FAX:0289-60-2213

MAIL:sapo@kanuma-flat.org URL:<https://www.kanuma-flat.org>

開館時間:平日9:00~21:00 日・祝9:00~19:00

休館日:水曜日、年末年始(12月29日~1月3日)

※相談は事前予約制とさせていただきます。また、ご相談には真摯に対応しますが、審査に通らない場合などもありますことをご了承ください。

※ふらっとの利用団体登録も随時受け付けています。

各種講座や助成金情報など活動に役立つ情報が盛り沢山ですので、ご登録をお願いします。



- ・令和8年度以降については、次期総合計画策定等に併せ、協働・共創のまちづくりにおける市民活動分野のあり方を総合的に整理する中で、本制度についても、見直しも視野に、改めて検討していく予定です。